

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第137号）

1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第194号）

「平成18年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地質解析業務委託報告書」（以下「本件報告書」という。）の9-5ページのL3地すべりブロックにおける1測線の土塊区分断面図における泥岩層と互層土塊部の分布を図示した根拠を記載した文書

2 本件公開請求に対する処分の内容

- (1) 決定内容 公開決定
- (2) 公開決定に係る公文書
本件報告書の9-2ページから9-5ページ

3 担当課（所）

土木部河川課

4 異議申立て等の経緯

- (1) H22. 11. 22 公開請求 (4) H24. 4. 16 諮問
- (2) H22. 12. 6 公開決定 (5) H26. 3. 4 答申
- (3) H23. 1. 28 異議申立て

5 諮問に係る審査会の判断結果

異議申立ての対象となった本件公開請求の対象公文書につき、本件公文書を特定して全部公開とした決定は、結論として妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
<p>条例第11条 第1項 (全部公開)</p>	<p>本件公開請求に係る公文書公開請求書の「請求に係る公文書の内容」欄には、「平成18年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地質解析業務委託報告書…において、…①89ページの断面図に示されている青色の泥岩層と、緑色の互層土塊部の分布を記載した根拠について公開下さい。」と記載され、さらに、同一の請求書に、「②特にすべり面が通る位置で厚くなっている根拠…」と続けて記載されている。</p> <p>実施機関は、①に係る請求に対して本件処分を行い、②に係る請求については、別途、個別の地層の厚さの推定根拠を記載した公文書は存在しないとして、不存在決定（以下「別件処分」という。）を行った。</p> <p>これに対し、異議申立人は、実施機関の本件処分に係る理由説明書に対する意見書において、「…青色の泥岩層が、…すべり面より下の不動地盤側において、急に厚くなっている根拠」を請求したと主張しており、当該公開請求書において、①及び②の請求内容を一連のものとして、個別の地層の厚さを推定した根拠を記載した文書を公開請求したものと認識しているものの、実施機関は、それぞれ2件の請求と解して、①については、個別の地層の厚さの根拠を求めるものではないと判断し、土塊の層序と周辺の基盤岩との対比について記載した本件公文書を特定したとしている。</p> <p>実施機関は、異議申立人が本件処分に係る意見書で述べている、個別の地層の厚さを推定した根拠について、別件処分決定しており、実施機関の本件公開請求に対する対応は不合理とまではいえず、結論として本件処分は、妥当である。</p>

6 審議経緯 審査回数 5回

(別 紙)

答申第137号

答 申 書

平成26年3月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、異議申立人からの公文書公開請求に対して、「平成18年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地質解析業務委託報告書」の9-2ページから9-5ページ（以下「本件公文書」という。）を特定し、全部公開とした決定については、結論として妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成22年11月22日に次の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

「平成18年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地質解析業務委託報告書」（以下「本件報告書」という。）の9-5ページのL3地すべりブロック（以下「L3ブロック」という。）における1測線の土塊区分断面図における泥岩層と互層土塊部の分布を図示した根拠を記載した文書

2 実施機関の決定

実施機関は、平成22年12月6日に本件公開請求について、本件公文書を特定して公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成23年1月28日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成24年4月16日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件公文書は、公開請求に沿った文書ではないので、本件処分を取り消し、公開請求に対応した文書の公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立書

本件公開請求は、断面図に描かれた各ボーリング孔の間の地質構造を推定した根拠を記載した文書の公開を求めるものであるが、本件公文書は、その根拠とは認められない。

地質構造に関する断面図は、露頭調査やボーリング調査によって得られた結果を地質学的に総合解析して示されるもので、断面図における地質の境界線は、それぞれ根拠に基づいて記載されるものである。

本件報告書の検収にあたって、根拠を確認しているはずであり、それを記載した文書は存在するはずである。

(2) 意見書

断面図では、泥岩層の厚さを、すべり面より下の不動地盤側で急に厚くし、互層土塊部の推定境界線に合わせ、移動土塊側と不動土塊側の地質が繋がっているとして解析を進めているが、異議申立人は、これに関して疑義があると実施機関に説明している。実施機関が、この地質構造の推定が正しいと主張するのであれば、そのことの根拠は存在するはずである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書及び当審査会における説明で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

本件に係る公開請求書には、「青色の泥岩層と、緑色の互層土塊部の分布を記載した根拠について公開下さい。」と記されており、加えて、これと分けて個別の地層の厚さについて公開請求していることから、本件公開請求は個別の地層の厚さに関する根拠を求めるものではないと判断して、泥岩層と互層土塊部の分布を記載した根拠である本件公文書を特定し、公開した。

本件公文書は、9-2 ページで、L 3 ブロックの土塊区分で細粒土塊部、粗粒土塊部、互層土塊部、凝灰角礫岩及び火山礫凝灰岩の地質の概要を記述し、また、9-3 ページで、土塊の層序と構造及び基盤岩との対比を示している。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

本件報告書において、L 3 ブロックの1 測線の土塊区分断面図の泥岩層と互層土塊部との分布を決定した根拠を記載した文書である。

3 本件公開請求に対応する公文書の特定等について

(1) 本件公文書の内容

当審査会において本件公文書を見分したところ、

- ① 9-2 ページには、L 3 ブロックの地質について、細粒土塊部、粗粒土塊部及び互層土塊部並びに凝灰角礫岩及び火山礫凝灰岩に大別して、ボーリング調査結果による地質の形状が記載され、
- ② 9-3 ページには、土塊の層序と周辺の地質との比較による基盤岩との対比が記述され、
- ③ 9-4 ページには、ボーリングコア写真が掲載されて、9-2 ページとほぼ同様な記述により、地質の形状が記載され、
- ④ 9-5 ページでは、土塊区分断面図が記載されている。

(2) 本件公文書の特定

本件公開請求に係る公文書公開請求書の「請求に係る公文書の内容」欄には、「平成 18 年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地質解析業務委託報告書…において、…①89 ページの断面図に示されている青色の泥岩層と、緑色の互層土塊部の分布を記載した根拠について公開下さい。」と記載され、さらに、同一の請求書に、「②特にすべり面が通る位置で厚くなっている根拠…」と続けて記載されている。なお、「89 ページ」との記述について、実施機関に確認したところ、電磁的記録をもって公開実施した際の、PDF ファイルの何枚目かを表す数字であるとのことであった。

実施機関は、①に係る請求に対して本件処分を行い、②に係る請求については、別途、個別の地層の厚さの推定根拠を記載した公文書は存在しないとして、不存在決定（以下「別件処分」という。）を行った。これに対し、異議申立人は、実施機関の本件処分に係る理由説明書に対する意見書において、「…青色の泥岩層が、…すべり面より下の不動地盤側において、急に厚くなっている根拠」を請求したと主張しており、当該公開請求書において、①及び②の請求内容を一連のものとして、個別の地層の厚さを推定した根拠を記載した文書を公開請求したものと認識しているものの、実施機関は、それぞれ2件の

請求と解して、①については、個別の地層の厚さの根拠を求めるものではないと判断し、土塊の層序と周辺の基盤岩との対比について記載した本件公文書を特定したとしている。

実施機関は、異議申立人が本件処分に関する意見書で述べている、個別の地層の厚さを推定した根拠について、別件処分決定しており、実施機関の本件公開請求に対する対応は不合理とまではいえず、結論として本件処分は、妥当である。

なお、本件公開請求に対する実施機関の取扱いは、請求者の意思を十分に斟酌したものとはいえないと考えられるので、今後の公開請求への対応に当たっては、請求者の意思を十分確認されたい。

4 諮問の遅れについて

本件において、異議申立てから諮問までに約1年3か月が経過しており、簡易迅速な手続による処理とはいい難く、実施機関にあつては、今後、適切な対応が求められる。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成24年4月16日	○諮問を受けた。(諮問案件第194号)
平成24年8月27日	○実施機関(土木部辰巳ダム建設事務所)から理由説明書を受理した。
平成25年7月25日 (第241回審査会)	○事案の審議を行った。
平成25年8月22日 (第242回審査会)	○実施機関職員から意見聴取を行った。
平成25年10月17日 (第244回審査会)	○事案の審議を行った。
平成25年12月24日 (第246回審査会)	○事案の審議を行った。
平成26年1月30日 (第247回審査会)	○事案の審議を行った。